

今日に至る迄造る所の五逆十惡及び餘の一切の惡業を意に隨て發露し、更に覆藏する所なきを云ふのである。元來過去の罪過が正觀の妨げとなるのは、所犯の罪を覆ひ隠す爲に苦惱を生ずるからである。此の故に罪の懺悔を成じ「故ヲ畢テ新シキヲ造ラズ」の意を致すのである。西洋の格言にも、犯す處の罪を隠す人は猶惡を爲す人であると。已作の惡を懺悔する功德は、やがて未起の惡を防ぐ力も生ずるのである。

次に勸請とは佛陀の來臨を請求するの意で、過去世に於て佛に背き法を聞くを希はず、却て佛の入滅の早からんことを請ひ望んだ罪過を謝する爲、又來臨擁護の利益に與らんが爲である。輔行の七に勸請トハ祈求ニ名クと釋するも此の義である。元來勸請の因由は佛在世に於て弟子達が佛に說法を請求し、又入涅槃の時此の世に久しく住し給へと祈求したのにある。法華經化城喻品に、爾時二十六王子佛ヲ偈讚シ已テ世尊ニ法輪ヲ轉ゼンコトヲ勸請スの文、及び涅槃經に曰く、  
尸棄大梵ハ偈ヲ以テ悲歎ス。如來ハ慈母トシテ衆生ヲ育シ普ク衆生ニ大悲ノ乳ヲ飲マシメ給フ。何期ゾ一旦忽チ捨離シタマヘル。人天ハ孤露ニシテ所依無シ。奈何ゾ衆生ノ罪ヲ救ヒ給フコト無ケン。願クハ舍利ニ依テ解脱ヲ得ン。如來ノ大悲力ヲ勸請シ奉ル。救護シテ我ヲシテ苦地ヲ脱セシメ給

### ヘ。(涅槃經・後分・應盡還源品)

などは其の一例である。然るに滅後に至りては眼前に佛を見奉らないから來向を乞ひ奉る義となつたのである。

三に隨喜とは、他の善を修するに隨て他の得成を喜ぶと云ふことで、過去世に於て他の修善を嫉んだ罪を償ふ爲である。他の修善を嫉んだのが罪であると同様に、他の修善を喜び讚めるは功德となる。止觀に此の隨喜に依て功德を得る理を説いて曰く、恰も香を賣る人も香を買ふ人も、又之を傍観する人も皆同じく薰じられて均等なるが如しと。賣る人とは法を説く人である。買ふ人とは法を聽いて善根を修する人である。傍観者といふのは此の善事を見聞して稱讚する第三者である。說法の功德修善の功德の大なる事は云はずもがなであるが、隨喜の功德の大なることも此の譬説に依て信することが出来よう。

四に廻向とは廻り向はすの義で、自分が修する善根を法界の衆生の無上菩提に資せんとすることである。過去世に於て自行のみを修し、化他の慈悲なく法を惜み財を貯へた慳貪の咎を滅せんが爲である。大論卅一には廻向トハ少物ヲ王ニ上ルガ如ク、聲ヲ回シテ角ニ入ル、ガ如シと説いてある。自

分が用ゐれば僅かな益にしか立たぬ品物を、國王に献上すればそれが回りまはつて大に身を益する基となる。自分の聲は低い聲でも螺に入れて吹くと大きな聲となり、遠くまで聞える様に、己が爲に修すれば功德芥子の如く小なれども、他の爲にすれば大海の如き價があるのである。之一に滅罪の爲、他は生善の爲である。

五に發願とは前の四を遂げんば止まじと大決心を起すことで、過去世に於ける懈怠休廢の罪障を取り除かんとするのである。止觀七には、願ハ誓也と釋し、又誓願無ケレバ牛ノ御無シテ趣ムク所ヲ知ラザルガ如シ、願來テ行ヲ持シ將テ所在ニ至ルと云ふてある。遲々たること牛の如き我等が、御するものさへ無い様では、道草を喰ふて遂に目的地に達することが出來なくなるであらう。茲に於て願を發し誓を立て我と我が心を鞭つのである。大乘起信論には、五悔を説て懺悔、勸請、隨喜、回向、不休廢として、發願の代りに不休廢の文字が使つてある。以て發願の義が明に知られるであらう。以上五悔を略述した。何れも過去の罪過を悔ひ、之れが消滅を願望し、以て内界の障を除き、勸智を明にするのであるから五悔と云ひ、正觀の助行とするのである。止觀の七に云く、

今道場ニ於テ日夜六時此ノ懺悔ヲ行ズルトキ大惡業罪ヲ破ル。勸請ハ謗法罪ヲ破り、隨喜ハ嫉妬

罪ヲ破り、回向ハ諸有ノ爲ニスル罪ヲ破ル。乃至。若シ能ク五悔ノ方便ヲ勤行スレバ、觀門ヲ助開シ一心三諦豁爾トシテ開明シ、淨鏡ニ臨ミ諸色ヲ遍了スルガ如シ。一念ノ心中圓解成就シ、功力ヲ加ヘズ、任運ニ分明ナリ。正信堅固能ク移動スルコトナシ。云々。

修懺要旨に云く、勸請ハ即チ波旬、佛ノ入滅ヲ請フ罪ヲ滅シ、隨喜ハ則チ他ノ修善ヲ嫉ム、憇ムヲ滅シ、回向ハ則チ倒ニ三界ヲ求ムル心ヲ滅シ、發願ハ則チ修行退志ノ過ヲ滅ス。云々。

## 第二 名字信行觀

### 一、事觀妙法

以上述べ來りし理觀三千及び理の五悔は俱に台家の説明に依つたもので、云はば像法熱益の機に適當する様に説いてあるのであるから、更に一段下つた本末有善、悪人下種の末法今時の機には、かゝる修行は當てはまらないのである。然し之は天台宗の依所たる法花迹門の正意、諸法實相の眼で本門流通、分別功德品の四信五品を眺めたから、斯の如く六ヶ敷なつたのであるが、若し本門其の者の正意たる久遠實成の眼を開いて一經を過去に還し、久遠の元始第一番の成道たる、本因下種名字信行觀の上より、初隨喜品の正修觀法及び助觀の五悔を眺むる時は、末代相應の易

行と成るのである。

猶かく台當兩家が相違する分水嶺は何處にあるかと云ふと一箇の妙法蓮華經に對する二様の見解からである。元來妙法蓮華經には二様に見らるべき二種の要素がある。一は其經を組織するに二十八品中、前の十四品の述門に横れる大真理で、他は後十四品の本門に顯れたる一大事實である。天台大師は震旦の小釋迦と稱せられ、智者大師と贈られた丈に大真理の方を取り、妙法蓮華經とは大真理に名けたるものである。されば玄義一に本述の正體を出して二經の雙美を歎する時、妙樂之を受けて、本述ヲ二經トナス。述經ハ謂ク方便品ノ中ノ實相是レ也。本經ハ謂ク壽量品ノ中ノ非如非異是也と釋し、兩者何れも實相の理を以て正體となし、壽量品の大事實を重視せず、長壽ハ祇ダ是レ體ヲ證スルノ用と云ふて、大真理發見の事實の古きを證するに過ぎずと。其の名を釋する時、玄義の序に於て妙ト者妙ヲ不可思議ニ名ク、法ト者十界十如權實ノ法ナリ。蓮華ト者權實ノ法ニ譬フ。經ト者外國、修多羅ヲ稱スル聖教ノ都名と。知るべし妙法五字は實相に名けたるものに外ならず。又文に入て立名の所以を明す時、玄義一に立名ト者、原聖名ヲ建ツルコト蓋シ深キヲ開テ以テ始メヲ進メ、咸ク視聽ヲシテ併ニ見聞スルコトヲ得セシメンガ爲ナリ。途ヲ尋ネ遠キニ趣キ、而モ極ニ至ル。故ニ名ヲ以テ

法ニ名ケ、衆生ニ施説ス。妙樂大師之を釋して曰く、原聖等者言フ所ノ立ト者即チ妙法ノ名也。大聖名ヲ立ツルコト蓋シ深理ヲ開テ以テ始行ヲ進メンガ爲也。一實相ノ處ヲ名テ深理ト爲ス。聲色ノ近名ヲ尋ネテ無相ノ極理ニ至ラシム。故ニ此ノ妙法ノ名ヲ以テ實相ノ法ニ名クト。云々。之に依て妙法蓮華經と名くる理由も判り、又其名の有する價も知れるであらう。聲色の近名と云ふて名を輕んじ、無相の極理に至ると云ふて理を重んじ目的とする所、正しく妙法蓮華經の名は假にして、實相の妙理は眞實であるとしたのが知れる。然るに我宗祖日蓮大士は本地久遠の本眷屬だけに、本門の大事實に重きを置き、妙法蓮華經とは久遠五百塵點劫の昔、實修實證の大事實の中心たる無作三身如來の寶號である。大真理は此の摩訶不思議の大事實の説明に過ぎぬと喝破されたのである。宗祖云く、妙法蓮華經ノ五字ハ經文ニ非ズ其義ニ非ズ唯一部ノ心ノミ(一五四二頁)。又云く、所詮妙法蓮華經ヲ當時ノ人ハ名ト斗リ思ヘリ、サニテハ候ハズ體也體トハ心ニテ 候也(一六五五頁)と。妙法五字は經文や理窟で法蓮華經を安置し奉れ。其處には佛の舍利をも入れる必要がない。何故かと云へば、此の妙法蓮華はない生き／＼した心である。立派な體を有する佛である。即ち我等の目には黒き文字と見ゆるけれども實は生身の如來でまします。法師品には極めて高く廣く崇嚴なる飾を施した七寶の塔を立てゝ妙法蓮華經を安置し奉れ。其處には佛の舍利をも入れる必要がない。何故かと云へば、此の妙法蓮華



悪人救濟の本尊であるぞと御示になつたことを見聞して、そんな馬鹿氣なことゝ疑はず誇らす、難有く信じ奉るのが初隨喜品であると説明されたのである。迹門天台の觀念には三千の本體、實相の妙理を以て其觀境としたが、本門法華の觀念には本佛の事體を以て觀境と定む。彼は心眼を以て己之心の不思議を觀するのであるが、此は父母所生の肉眼を以て久遠本佛の當相を觀じ奉る。彼は四種三昧に入つて心を靜め念を臆持して實相を觀するが、此は散心に本門の本尊に向ひ奉り生きて御座す敬ひをなし、又其の隨喜渴仰の信念を相續せしむる爲に、將又他念を間雜せしめざる様に、法華經神力品に於て本化上行菩薩に約束されたる南無妙法蓮華經の妙名口唱を勵むのである。

五字の結要付屬は口唱成佛の約束である。五字の當體は前述の如く本佛無作三身如來の寶號で、本門壽量品に於て說顯されたものである。然し此の本佛の妙名を口唱すれば成佛する事が出來ると約束されたのは即ち神力品であつて、壽量品には其の文明らかに見ることが出來ない。尤も文底壽量の上に於ては我本行菩薩道とは即ち妙名口唱の事例となれども、これは神力品より立還りて見る故に之を拜することが出來るのである。故に御義口傳壽量品の下にも、此品ノ題目ハ日蓮万身ニ當ル大事ナリ。神力品ノ付屬是ナリ。又云く、當品(壽量ヲ指ス)ハ末法ノ要法ニ非ザル歟。其ノ故ハ此

ノ品ハ在世ノ脫益ナリ。云々。とあるからである。されば當講に於て本果極脫の壽量品を指して樹上の果と稱し、神力品を以て上行菩薩手取りの種子と云ふ。知んぬ上行付屬は壽量所顯の本佛、妙名口唱成佛を上行菩薩に約束された事である。口唱成佛が神力品で約束された許りでない。口唱の事例も亦神力品に顯れて壽量品に見えない。即ち神力品に云く、娑婆世界ニ向ツテ是ノ如キ言ヲ作ク、南無釋迦牟尼佛と。撰時抄に此の文を釋して云く、例セバ神力品ノ十神力ノ時、十方世界ノ一切衆生一人モナク、娑婆世界ニ向ツテ大音聲ヲ放チテ、南無釋迦牟尼佛南無釋迦牟尼佛、南無妙法蓮華經、南無妙法蓮華經ト同一叫ビシガ如シと。妙密上人御消息に云く、法華經ノ神力品ノ如ク一同ニ南無妙法蓮華經ト唱へ給フ事モヤアランズラン(一四三一页)と。以上の二文明かに口唱の事例、神力品に顯れたるを證す。さればこそ當體義抄に何ゾ神力ノ一文ニ執ズルヤ。答、此ノ一文深意アル故ニ殊更吉キ也(九九四頁)とて、三真實を以て結し給ふ。吾宗に於て神力品を尊み之に執すること誠に所以あるかなである。

するのである。されば私新抄六に、心ヲ靜メ念ヲ臆持スル觀心ニ非ズ。此ノ當宗三箇秘法中ノ事行ノ南無妙法蓮華經是也。末代相應ノ觀心ナルベシと仰せられてある。此の事行と云ふは、四帖抄一に名字即ノ事ノ位ニテ、口業ニ唱フル妙法ナル故ニ事行ノ妙法蓮華經ト云フ也とも、事行ト者易行ト云フ事也ともあるから、極めて修し易く行じ易き妙法口唱を指して事觀と云ふのである。佛立開導尊師の御教歌に、

妙法を口にまかせて唱ふるを本門事行觀心といふ

以上に於て事觀の妙法を略述したが、其の中、境智冥合の相に就て今少しく追説して置きたいと思ふのである。智智冥合に就て二種を數へる。一は一般に云ふ境智冥合で、他は照了護念の境智冥合である。先づ一般の境智冥合とは、四帖抄に本尊トハ南無妙法蓮華經是也。此ノ本尊ヲ所觀ノ境トシテ、名字信心ノ智ヲ起シ、信心ノ智ト本尊ノ境ト冥合シテ、凡夫ナガラ即チ佛名字ナガラ即チ妙覺ト打成テ、凡聖一如ノ本覺ノ妙境ノ本尊ヲ顯スコトハ正像未弘ナリ。已上。本尊の妙境に向ひ奉り一心に南無妙法蓮華經と唱へて本尊五字の眞中に參詣して仕舞つたら、現身に佛様の仲間入をしたのである。二に照了護念の境智冥合とは、私新抄に云く、本門圓宗ノ意ハ、末法惡世ノ衆生ヲ以テ正機

ト爲ス故ニ、境智其意別ナルベシ。其ハ首題ノ五字ヲ以テ智トナシ、行者ヲ以テ境トナスベシ。是レ即チ極惡深重ノ行者ナル故ニ、自力ノ智慧ヲ起シテ三千ノ境ニ冥合スルコト之ナク、但ダ口ニ任セテ南無妙法蓮華經ト唱ヘ奉ル行者ノ音聲、即チ妙法ナリト釋迦上行菩薩之ヲ照シ玉フ。行者ハ知ラズ覺エザルニ、本佛ノ妙法蓮華經ナリト佛菩薩之ヲ照セバ行者已心ノ音聲、即チ法界周遍ノ妙體、萬德圓滿ノ佛ナリ。行者更ニ之ヲ知ラズ。本佛ハ之ヲ照ス。仍テ本佛ノ智ト行者ノ口唱ノ題目ノ境ト、境智冥合スルナリ。已上。何も知らず考へず全く無味に題目を口唱すれば、口唱の妙名即ち妙境と成る。此の觀境に對して本佛が妙智を發し行者を照し玉ふのである。若し行者私に義味を附けて肝要な事となるのである。然しどうも三毒強盛の惡人なかく私心を起さず口唱することは困難であるが、如何にせば無心の境界に入ることが出来るかと云ふに、開導尊師の御指南、受持即身成佛義にのとなりて、本佛所觀の妙境となることが出来ぬ。されば題目口唱には無味口唱と云ふことが非常にかんたらることなるのである。然しどうも三毒強盛の惡人なかく私心を起さず口唱することは困難であるが、如何にせば無心の境界に入ることが出来るかと云ふに、開導尊師の御指南、受持即身成佛義に曰く、吾祖曰ク心ハ如何様ニ起フトモ口ニ南無妙法蓮華經ト唱フレバト云云。サレバ起ル心ハ私ナリ。此ノ私ハタノムニ足ラズ。我口唱ノ聲ヲ便リニシテ心ヲ聲斗ニセヨ。其時五字ト信心ト和合シ

テ行者ノ一心御本尊ト顯ル、モノナリ。唯我ト云フモノ、私ト云フモノ消ハテ、御題目斗ニナルコト肝要ナリ。已上。此の文を一首の歌に結び給ふ時、

題目になつてしまへばおのが身はそこで本化の菩薩なりけり  
此の御指南は實際に開導尊師が御苦心遊ばされて御會得になつたものと拜せられる。最極の秘傳として尊重すべきである。「我ガ口唱ノ聲ヲ便ニシテ心ヲ聲斗ニセヨ」と云ふ一句、實に得難き御文である。又「行者ノ一心御本尊ト顯ル」に至つては、我等無智の凡夫の身に取り如何ばかり喜ばしき事であるか、言語に絶する所である。

以上の御指南に基いて、心を一にして妙法口唱の信行觀を修めても、猶内外の障りは心弱く罪深き衆生をなやますのである。之等の妨げを除くこと、又當講に於ても必要である。  
先づ外界の障りに付て云はんに、前に理觀三千を述べたる時に、天台宗に於て閑靜なる處を撰みて觀室を設けるが、當宗は却て騒しき市井の地を撰み弘通の道場とすると云ふた通り、當宗の觀室は閑靜など云ふ所でない。却て大に騒しい所であるから、外界の刺戟が激しい。從て一念口唱と云ふ譯に行かぬ。さりとて打捨て置くことは出來ない。そこで大乘起信論に言ヲ以テ言ヲ遣ルと說てある様

に、騒を以て騒を遣るが手段の極である。題目口唱を大音聲でする、又外界の騒しい以上により騒し  
い太鼓拍子木を打鳴して外界の刺戟を拂ふのである。開導尊師の御教歌に、

餘念なく鳴るも太鼓の音のみか、すと、とんとんの拍子木もよし

すと、とんとんは太鼓の打音である。拍子木はちよん、ちよんとなる。此のちよん／＼と、すと、とん  
とんで外界の刺戟は拂はれるのである。然し外界は太鼓拍子木で事濟みでも内界に存する無始已來の  
罪障はなか／＼相濟まないのである。内には惑ひ誇り怠る等となり、外には三類の強敵と現れ信行を  
妨げるるのである。治病抄に止觀ニ三障四魔ト申スハ權經ヲ行ズル行人ノ障ニハアラズ。今日蓮ガ時具  
ニ起レリ。又天台傳教等ノ時ノ三障四魔ヨリモ今一シホ勝レリ。一念三千ノ觀法ニ二アリ一ハ理、二  
ハ事也。天台傳教ノ御時ハ理也今ハ事也。觀念スデニ勝ル故ニ大難又色マサル。(二二〇三頁)されば  
天台大師の懺法より一層強盛なる罪の懺悔が必要である。即ち五悔を用ひて減罪の方法とする。

**二、事の五悔**　當講の懺悔にも亦理懺と事懺とを分つ事が出来る。理懺とは法華受持口唱の功徳に依て無始已來の謗法を消滅せんとすることで、事懺とは事毎に所犯の罪に就て懺悔する五悔の事である。

脩、理懺を述ぶるに就て先づ懺悔すべき罪より言はんに、彼の天台一家の懺悔に於て、罪と云ふは何であるかと云ふに、止觀第四に云く、若シニ世ノ重障ヲ懺悔シ四種三昧ヲ行ゼント欲セバ當ニ順流ノ十心ヲ識リ明ニ過失ヲ知ルベシ。當ニ逆流ノ十心ヲ運ビ以テ對治ヲ爲スベシ。此ノ二十心、通ジテ諸懺ノ本ト爲ス。順流ノ十心ト者一無始ヨリ閻識昏迷、煩惱ニ醉サレ妄ニ人我ヲ計ス。乃至二者内ニ煩惱ヲ具シ外惡友ニ值フ。(略文)三者内外惡緣既ニ具ハル、他ノ善ニ於テ都テ隨喜ナシ。四者三業ヲ縱恣ス。五者惡心徧布ス。六者惡心相續晝夜斷タズ。七者過失ヲ覆フ。八者惡道ヲ畏レズ。九者無慚無愧。十者因果を撥無シ一閻提ト作ル。次に逆流ノ十心に就ては、次下の文に、先づ正ク因果ヲ信ズ乃至一閻提ヲ破ル。二自ラ愧デテ尅責ス。三惡道ヲ怖畏ス。四者當ニ瑕疵ヲ發露ス。五者相續心ヲ斷ツ。六者菩提心ヲ發ス。七者功ヲ修シ過ヲ補フ。八者正法ヲ守護ス。九者十方ノ佛ヲ念ズ。十者罪性ノ空ヲ觀ズ。(略文)順流とは所犯の次第に從へる罪名で、逆流とは當に懺悔すべき善業である。前者は生死に從つて煩惱の流れを下るから順流と云ひ、後者は生死流轉に逆ふて菩提の彼岸に達せんとするから逆流と云ふのである。此の順逆二流が天台大師の制定されたる減罪生善の方法である。然るに之に依て見れば、根本の罪とは諸法の實相に迷惑して縱に我見を增長した事である。されば

彼の宗に於て滅罪の方法を取るときも端坐して實相を念ぜよ、衆罪は霜露の如く、惠日能く消除すと教へた。今又逆流の十心に就て見るも罪性の空を觀すると云ふ如き明ニ諸法實相觀である。然し乍ら之實相中心の上より割出されたる罪障起原說である。今家に於て久遠實成の大事實を基とせる上に論する犯罪及び贖罪方法は、又自ら別途の方法がなくてはならぬ。

抑々今家に於て根本罪障となるものは誘法罪である。誘トハ背ナリ(菩薩戒經)久遠五百塵點劫の當初、佛の大慈大悲に背いて下種を失ふたのが、我等一切衆生の罪の起りである。宗祖云く、我等過去現在未來ノ三世ノ間佛ニ成ラズシテ六道ノ苦ヲ受ケルハ偏ニ法華經誹謗ノ罪トナルベシ(一三四八頁)。又云く、此土ノ我等衆生ハ五百塵點劫ヨリ已來教主釋尊ノ愛子ナリ。不孝ノ失ニ依テ今ニ于ルマデ覺知セズ(一〇三八頁)。此の最初下種退轉以來、益々破法不信の所作のみ多く、正法歸依の事些もない。開目抄に我無始ヨリ已來惡王ト生レテ、法華經ノ行者ノ衣食田畠等ヲ奪ヒトリセシ事數ヲ知ラズ。當世日本國ノ諸人ノ法華經山寺ヲ倒スガ如シ。又法華經ノ行者ノ頸ヲ刎ル事其數ヲ知ラズ(八一七頁)。されば此の罪を消滅せんことを第一に心掛けねばならぬが、如何なる法が能く此の大罪を償ふ事が出来るかと云ふに、夫れは法華經を信するより外に取るべき道はない。恰も地に倒れたるものは、地に

依て起きねばならぬと同様に、法華經に背きて罪を得たのであるから、法華經に向て其の御詫を申さねばならぬ。宗祖云く、諸病ノ中法華經ヲ誇ゼシハ第一ノ重病ナリ。諸藥ノ中南無妙法蓮華經ハ第一ノ良藥ナリ(一〇四一頁)。又云く、大覺世尊佛眼ヲ以テ末法ヲ鑒知シ、此ノ逆誇ノ二罪ヲ對治セシメンガ爲ニ一ノ大秘法ヲ留メ置玉ヘリ。乃至所謂妙法蓮華經ノ五字と。(一〇二頁)開導尊師の御教歌には

「誇りつる罪も消えゆく妙法を唱ふるばかり喜しきはなし」

誇法罪障消滅は是で帳消となるかと云ふにまだ／＼是だけでは事済みとならぬ。なぜかと云ふに誇法をなすのは口だけではない。身口意三業に經てやつたものであるから口に南無妙法蓮華經と唱へても未だ心の誇法、身の誇法、進んでは家の誇法、國の誇法を對治せねばならぬ。心の誇法は常に我身大悪人なりと觀念して往犯を悔いる度に消滅するが、身の誇法は誇法に依て得た此の淺間敷苦果の依身のあらん限り、法華經の御爲に身を勞し、或は人に惡まれ又は刀杖瓦石の難に值て始めて消滅するのである。諸法華經の爲と云ふても色々ある。藥王菩薩の如く臂を焼て燈とするのも法華經の爲め、樂王梵志の様に身の皮を剝ぎで經の文を寫すのも法華經の爲め、不輕菩薩の様に法華弘通の結果、

杖木瓦石の難に遇ふも法華經の爲である。然し油の無い時代ならば身も焼かねばなるまい。紙の無い世ならば身の皮も剝がねばならぬ。僅の金で安々と油も紙も買ひ得る今の世に、貴重な身體を二束三文に捨賣りにするのは宜敷ない。何も命を惜む譯ではないが、人の身體は金では買へぬものであるから、金で買へる位のものは金で買つて金で買へぬ時、身命を捨てゝ御奉公せねばならぬ。其時は火の中水の中を問はず飛び込んで法華經の御爲に盡されねばならぬ。章安大師が取捨宜シキヲ得テ一向ニスベカラズと諒められたのは是である。然ならば如何様にするのが一番時の宜きに適ふかと云ふに、宗祖大士の御一生の通りにすればよいのである。御開山や開導上人の生涯行ぜられた様にすれば決して間違は起らない。前例で云へば、不輕菩薩の様に法華弘通の爲に杖木瓦石を蒙ると云ふ風な御奉公である。即ち御法の爲に骨惜みなく、身を勞し心を盡すのである。自分が此の道に入つた時、身の誇法は除かれ、父母兄弟妻子眷屬等を教化して入講せしめた日に家の誇法は消滅し、天下萬民諸乗一佛乘と成つて、萬民一同に南無妙法蓮華經と唱ふる曉に國の誇法を對治することが出来るのである。然しかく家の爲、國の爲め、法華經を弘通して折伏行を修したならば、或は刀杖の難に遇ふかも知れぬ。又惡口罵詈の中心となるかも知れぬ。否々如說修行抄には經文の如く修行せば、三類の強

敵來らんこと疑なしとあれば、難に値はねば誠の法華經の行者ではない。然し乍ら此の難に値ふと云ふことが即ち謗罪消滅の道筋である。虎穴に入らずんば虎兒を得すと云ふのと同様である。宗祖云く、日來ノ災、月來ノ難、此ノ兩三ヶ年ノ間ノ事、既ニ死罪ニ及バントス。今年今月萬ケ一一モ身命ヲ脱レ難キ也。世人疑アラバ委細ノ事ハ弟子ニ之ヲ問へ。幸哉一生ノ内ニ無始ノ謗法ヲ消滅センコトヨ。(九七七頁)法華弘通の先證たる不輕菩薩も、亦杖木瓦石に遇ふて「其罪畢已」したのである。されば開祖日隆聖人も「我身罪障消滅ノ爲ニハ折伏行第一ナリ」と示し給ひ、開導尊師は御教歌に

折伏をすれば我身の罪滅す所願成就これが肝心

以上身口意三業を經て法華經を持つのが即ち當講の理懺である。

次に事懺とは五悔である。然し當講の五悔は世間一般の五悔と聊か次第を異にして居る。即ち世間では懺悔・勸請・隨喜・回向・發願であるが、當講は懺悔・勸請・回向・隨喜・發願である。之隨喜の義に就いて諸家と義を異にする爲にかかる相違を來したのである。このことは下に至つて述べることにする。

懺悔・悔・悔・悔・悔の中第一は懺悔である。懺悔の字義は前に理の五悔の下に於て述べた如く、懺は佛天に慚ぢ、悔は一切衆生に愧づるのである。然し當講に於ては佛天に慚づるのが正となつて、人に

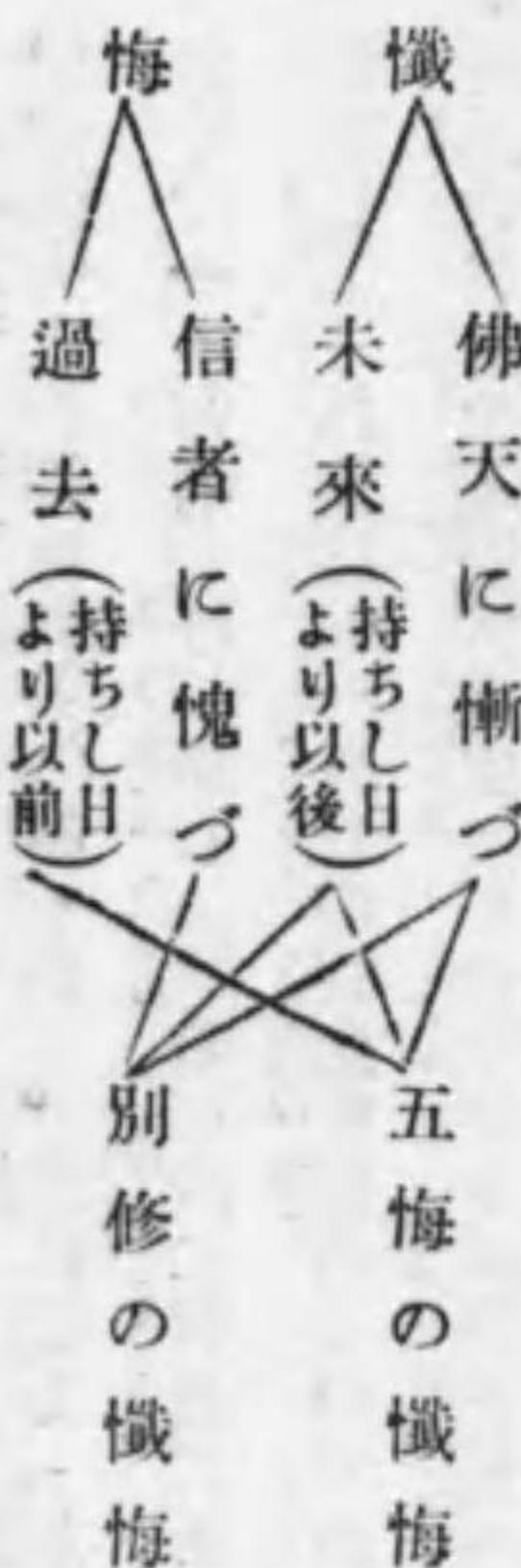
愧づることは常修常行の時には顯になつて居らぬ。之過去に於て佛に背き法を誇つた罪を主とするからである。則ち前者は常行の五悔の首に於て行するが、後者は懺悔披露と云ふ特別の事の起つた場合、特別の場合に於てなす別修の行儀となつて居る。

此の外に懺悔を時間的に解釋することもある。授菩薩戒儀要解に南山ノ云ク懺ハ未來ノ非ヲ止斷スルヲ謂ヒ、悔ハ心ヲ往犯ニ恥ルヲ謂フとあるは夫である。當講五悔の要文「妙講一座」に就て云へば、懺悔の文「無始已來謗法罪障消滅」と云ふのは、我身大惡人也と過去に犯した罪を悔ゆるのであるから懺の義である。尙一説に懺は梵語憊摩の懺で悔は譯語である。即ち梵漢兼舉の義なりといふのである。併乍ら前述の諸義を含釋すれば同意として用ひられるのである。次に次第に就て一言すれば懺悔は其の名稱の示す如く五悔の總表である。外の四は何れも個々別々の名稱を有して居るが、第一の懺悔は明に懺悔と題してある。恰も宇宙間のもの總て心法に非ざるものを一括して色法と云ふ。其の色法の中には五根所對の境が皆含まれてあるにも拘らず、尤も色法の代表となる眼根所對の境を色と稱して居る。又眼根所對の境の中には「いろ」のみでなく「形」とか「質」とか云ふものを含んで

居るにも拘らず、獨りもののいろのみが此の物質の總てを代表する色の字を得て居るが如きである。物の色が「いろ」なる意味を有して、而も物質全般の代表名稱となるが如く、懺悔の二字は五悔の中の一に數へられ乍ら、忽ちに五悔の總表となることが出来る。色境が五境（色、聲、香、味、觸）の第一に居るは其の名稱が代表的な文字を有するからである如く、懺悔の文字は五悔の代表的字であるから勢頭第一に置かれたのである。加之實質上、懺悔の文の中に他の勸請、隨喜、回向、發願が皆籠つて有る。本門の本尊、本門の戒壇、本門事行の妙法と云へば佛、法、僧、國土、皆勸請されてある。持ち奉ると云ふ中に隨喜も發願もある。而してかく懺悔し勸請し受持する功德は、直に法界に任運に回向されて居るのである。故に初心の者にありては、此の總表の懺悔のみで宜しいと論すのである。

序でを以て五悔以外の別修の行儀たる「懺悔披露」を述べて置く。懺悔披露とは又懺悔言上とも云ふのであつて、一信者（又は僧侶）が現世に於て信心し乍ら犯したる誇法罪を、本門の本尊の御寶前に言上して哀愍宥恕を乞ひ奉るのである。然しこの言上に引き續いて大衆參詣の道場に於て高座の上より信者一般に其の次第を披露するのである。開導尊師の御指南に「懺悔ハ満座ニ限テ功アリ、獨

懺悔ハ懺悔ニアラズ。我ガ惡ヲワレニワブルハ後悔ナリ。懺悔ニアラズ」と御示しになつてある。而も狹きより廣きを貴む上より又事相を貴ぶ爲に本尊へ言上するのみに止めずして一般大衆に知らしめるのである。即ち前に述べたる「悔は一切衆生に愧づ」の意を茲で成立させてある。之を前の五悔の懺悔と比較するに彼は妙法受持より以前の誇法が主で、それより已後は從であるが、此は妙法受持已後の誇法に限る。彼は佛天に慚ぢ、此は信者に愧づるを正とする氣味がある。今之を圖に示せば、



而して此の二種の懺悔は自ら其の懺悔の仕方が違つて居る。佛天に懺悔するのは至心に低頭、合掌、作禮であるが、凡眼の信者の前には事相を一層重じ、五體を地に投げ遍身に汗を流し、又悲泣落涙して所犯の有様を披陳するのである。

**勸請** 以上五悔の總表終つて、次に事毎に就て懺悔をなす。先づ所對の觀境にして修行の中

心たる本地本佛、及び之が應用示現の十界の聖衆に向つて來臨を乞ひ奉り、過去の誇佛誇法の罪を免れんとするのである。勸請の功德は夫れ自身が非常な滅罪生善の事柄であることは前述の如くであるが、又勸請に依て自分の信心が正しく導かれるなどを喜ばねばならぬ。といふのは文には十界の聖衆が皆悉く網羅されて居るが、目には一向拜することが出來ぬ。出來るのは只だ三箇の中の御本尊と、宗祖大士の御尊像とのみである。然れども「如來滅後」「南無久遠本時」「南無當門勸請」の三項の如く、一々御名を呼び顯し奉るは現に其處にましますと信じ奉らんが爲である。(十界的曼荼羅を勸請し奉れる時は一層此の觀念を強めるのである)。法華經壽量品に我常ニ此ニ住スレドモ、諸ノ神通力ヲ以テ顛倒ノ衆生ヲシテ近シト雖而モ見エザラシムと。妙法蓮華經の御本尊まします所には吾等が勸請しようが勸請せまいが十界の聖衆は、雲の月を籠むが如く前後左右を圍繞し奉て御座る。併し顛倒の凡夫の悲さは近く目の前に在り乍ら拜むことが出來ないのである。所で之を拜む法があるのである。それはどんな仕方かと云ふと肉眼で見ずしに信眼で見るのである。即ち現證利益を戴いた信心の眼では正しく御座しますことが拜まれる。開導尊師の御教歌に、

生きています佛といふは信心の眼で拜む利益なりけり

いのりても法の光りの見えざれば文字を佛とたれか知らまし

人力を超えた御利益を頂いて、猶十界具足の本尊を生きてまします——時ニ我レ及ビ衆僧俱ニ靈鷲山ニ出ヅ(法花經壽量品)八品在座の聖衆嚴然としてまします——と信することが出来ぬものは蓋し無いであらう。されば開導尊師は「十界ノ聖衆アリト思フヤ無シト思フヤ未定ノモノハ眞ノ信者ニアラズ」と。些くとも佛立講の信者と名乗らん程のものは此の信仰を有せねばならぬ。隨て此の信を得たる人即ち當講の信者は我等もやがて信行成就して、本尊のまん中に參詣し、貴き聖衆の中に加はり遊戯し樂しむのであると喜ぶべきである。開導尊師の御教歌に、

妙法を唱へて五字のまん中へ參詣すると思ひ定めつ

本尊の中へ參詣して見ればそこぞ寂光淨土なりける

回向字義は上に同じであるが、諸家で用ゆると少し相違がある。全體回向に就いて、十住毘婆娑論五には、二種の區別が擧げてある。一は福德回向、二は隨喜回向である。福德回向とは自分が

修した所の功德を諸の衆生の佛道増進の爲に回向するので、隨喜回向と云ふのは此の福德に加ふるに、他人の修する善根を自分が隨喜した功德を併せて法界の爲に資するものである。諸家に於ては多く後者を取る爲に（理の五悔の下）勸請の後直に隨喜を修し、其の兩者の功德を併せて後に回向をするのである。併し當講に於ては前者を取りて、單に自分の受持口唱する本地本法の功德力を以て法界に回向するのであるから、隨喜を指いて回向を先にせられたのであらう。何故に隨喜回向を取らぬかと云ふことは隨喜の中に述べる。

脩回向すべき功德は正修の觀法たる妙法口唱に依て生ずるのである。法華經分別功德品に、若シ我ガ滅度ノ後能ク此經ヲ奉持セバ斯人ノ福無量ナリと。神力品には、是人ノ功德ハ無邊ニシテ窮リアルコトナシ。十方ノ虛空ノ邊際ヲ得ベカラザルガ如シと。陀羅尼品には、法華ノ名ヲ受持スル者ハ福量ルベカラズと。如是無量の功德を回向するのであるが、其の向はすべき方面に二つある。一は現世の衆生、二は過去未來の前亡後滅の衆生である。一般には死者の爲にすることのみを回向と云ひ、生者の爲にするのを祈禱と云ふて居る。併しこゝでは追善菩提も現證利益も俱に同一理由に依て目的を達することを得るから、一括して回向の名の下に屬して居るのである。脩同一理由と云ふのは何である

かと云ふに即ち回向の義で、兩者俱に本門の本尊に向ひ奉り本地本法の題目口唱の妙行を勤修して得たる功德を回らして生者の爲又は死者の爲に向はしむるのである。換言すれば回向の功德は、生者又は死者が作善の志主から直接請取るべきものでなくして、必ず一度本佛の慈念に訴へ、其の無縁の大悲の發動を待つて受くべきものである。即ち志主より出づる善根は、本佛の妙境界を經由して始めて他を利用する功德力を生じ、生者又は死者の受取り得るものとなるのである。例せば死者の爲に追善を行ふ様に仕へまつり、又我即歡喜の妙法を口唱し、及び僧を招じて我も法を聽き人にも聽かしめ、自他的減罪生善をなし、聚むる所の功德を以て、願ば某靈の追福に向はしめ玉へと、かくして始めて回向の功德に非ずして單なる華、單なる膳に過ぎない。これ却て佛を讚歎せず迷へる衆生を稱美する罪過を生ずる位である。彼の盂蘭盆の初と云ふ目連尊者の事を考へたら此の理が一層明瞭となるであらう。目連尊者程の神通あるものですから母の餓鬼道の苦を救はんと水を與ふれば火となり、火を消さん

と雨を降せば益々強る、之れ直接に與へんとした罪ではないか。後佛に問ひ奉り多くの僧を供養して生を天上に得せしめたと云ふ、回向の義に能く適ふて居るのである。

**隨 喜** とは前に述べた如く、他の善根を修するを見て隨喜するのが普通一般であるが、當講では所依の經典たる法華經に隨喜功德品なるものがある。從つて所説の内容が爾前の經々と異つて居るのである。即ち前者が人に隨喜するに反して直接法に隨喜し、佛に渴仰するのである。隨喜功德品の初に、若シ善男子善女人有テ是ノ法華經ヲ聞テ隨喜スルモノハ幾所ノ福ヲカ得ンと。之一品の發起序である。此の隨喜の功德を稱讚するとき、滿八十年の布施の行及び五波羅密の行を擧げて、此等は「法華經ノ一偈ヲ聞テ隨喜スル功德ノ百分千分百千萬億分ノ其ノ一ニモ及バズ、乃至算數譬喻モ知ルコト能ハザル所ナリ」と云ふてある。而も此の功德は法華經を聞いて隨喜し、其隨喜領解を第一人に轉教し、此の第二人が又隨喜して第三人に説き、かくして第五十人に至つた其人の功德を量つたものである。第五十人の隨喜すら是の如き功德がある。況んや初めて法を聞いて隨喜した功德は言語思慮を絶したものである。されば當講に於て隨喜を取るとき、從來の意味を捨て、今經特別の義を取るのである。從つて前の隨喜の義に依て他を利せんとする隨喜回向を用ひないのである。

尤も修善の人を隨喜すると云ふことは、常修常行の式の上に於て表しては居ないが捨てゝ仕舞ふた譯ではない。恰も懺悔に於て人に愧づることを別修の行儀とした様に、一般的の場合に此の心懸は教へられてある。一例を舉ぐれば、多くの人を教化したと云ふ菩薩行を見ては之に隨喜し、堂宇伽藍を建立したことを見いては之に隨喜するが如きである。

隨喜の一節即ち「あゝ有難や」の一文に至りて、特別に韻律的曲節を附して誦せしむるのは恐らく其の隨喜てふ内容から自然に發露して來たものと思はれる。即ち隨喜とは經力を讚美し佛力を稱歎するのである。然るに當講化儀の約束は事相行儀を重んずるにあるから、心中の隨喜を身口の色業に表現する爲め又に綴り言に出して高聲に唱へしむことが必要である。之は隨喜のみに限るのでない。五悔全體に亘りても、又正修の觀法に於ても、事相行儀を忘ることを許さぬのであるから、開祖も當宗は事相宗なりといはれたのである。諸高聲に隨喜の聲を出すには、他と異りて多少韻律的曲節を加味するを以て、其情をより多く表すことが出来るからである。

**發願** 願ハ誓也、我も唱へ、人にも勧めて唱へしめ、自他俱に同じく寂光に歸せんことを誓

か、これが發願である。良に我等衆生は無始より已來、凡そ爲す所のもの皆是れ自利一邊のことにあるざるなく、未だ曾て一念の利他心を起したことがない。それであるから偶々此の經を行する事があつても經の本意に叶はず、遂に下種を失ふに至つたのである。然るに今度無始の誇罪を懺悔し、來臨の光明に照されたる身は、所得の功德は必ず法界の衆生の現安後善に回施して自他欣慶せねばならぬ。己れを慶ぶに智慧あり、人を慶ぶに慈悲あり、茲に於て繪具に膠ある如く、前の四を退することなからしむる爲に誓願するのである。處で願には總願、別願の一願がある。總願とは四弘誓願（衆生無邊誓願度、煩惱無數誓願斷）法門無盡誓願知、佛道無上誓願成）で、別願とは阿彌陀の四十八願によらず、三世十方に通する總願を取るのは當然である。猶四弘の中二、三、四の三願は自行に屬するを以て之を略し、是ノ經ヲ説キシガ故ニ疾ク佛道ヲ成ズの不輕品に準じ、「願ハ生々世々菩薩ノ道ヲ行ジ無邊ノ衆生ヲ度シテ永ク退轉ナカラシコトヲ念フモノナリ」と、衆生無邊誓願度の化他の一願を取られたのである。宗祖大士（一〇〇五貞）云く、「菩薩ト申スハ必ズ四弘誓願ヲオコス。第一衆生無邊誓願度ノ願成就セズバ、第四ノ無上菩提誓願證ノ願モ成就スペカラズと。又（日向記）云く、所

詮四弘誓願ノ中ニハ衆生無邊誓願度ヲ以テ肝要トスル也。今、日蓮等ノ類ハ南無妙法蓮華經ヲ以テ衆生ヲ度スルコトヨリ外ハ所詮ナキ也。已上。開導尊師の御歌に、

今度目に娑婆に來たとき又申す法門無盡誓願知。

豈に法門のみならんやである。處で衆生濟度の一願を更に検討すれば、是の中に自行の三願が自ら含まれてある。人を教化するには法門を知らねばならぬ。信心を増進して居らねばならぬ。貪瞋痴も制せねばならぬ。されば衆生無邊誓願度は總願四弘の更に總願ともいふべき誓願である。孰れにしても衆生教化の一願が我等の貴び守るべき大事の誓願である。これに依て今家に發願をなすにも他の三願をえらびて、たゞ衆生教化の一願を立て以て誓願を宣ぶるのである。

### 第三 信智增進

**一、如來神力品** 以上述べ來りし、正修の觀法と助行の五悔とで、修行の骨目は盡きたのであるが、猶之を莊嚴する爲に經文を讀誦し祖訓を拜讀するのである。即ち口唱の中間に於て如來神力品を読み、如說修行抄を誦するのである。

先づ如來神力品を拜讀する所以を述べんに、總て經文讀誦に就て二義ある。一は要文闇記の讀誦で  
 二は讚歎讀誦である。要文闇記とは、妙法弘通の用意として經文を記憶し置く事は極めて必要である。  
 然し一朝一夕に多くの文を記憶することが出来ないから、日常朝暮の勤行に法華經を讀誦し、自然の  
 内に暗誦する様にする。鷄鳴曉要辨に云く、開山十三抄ノ朝夕ノ讀誦ト仰セラレタルハ、上行所  
 傳ノ題目宗弘通ノ爲、要文闇記ノ要學ナリと。次に讚歎讀誦とは、輕賤讀誦に對する語である。鷄鳴  
 晓要辨に云く、御題目ヲホメル讀誦アリ。コレハ御開山ノ御直弟以後百年バカリノ事カ。又御題目ヲ  
 ソシル讀誦アリ。コレハ諸本山ノ千部ノ始マリシ比ヨリ已來、今ノ世ノ讀誦ハ御題目輕賤讀誦ニシテ  
 口唱ノ大怨敵ナリと。文意詳なるが故に布説する要なきが如し。併し御題目を讚歎し又輕賤する相  
 貌如何を一言せんに、「餘經モ法華經モ詮ナシタゞ南無妙法蓮華經ノ五字ナルベシ」の祖訓、及び口唱  
 ノ外ニ成佛ヲ求メザレの開祖の御教の如く、末法の衆生の現當一世を利生得益すべき法は、妙法五字  
 より外なしと信じて、之を弘通する爲に法華經を讀誦するは、妙法の唯一絶對性を認めたる讀歎讀誦。  
 である。然るに利生得益は妙法五字に限らず、法華經にも其の力を具せるものとして、祈禱に向うに  
 法華經を讀誦するは之れ明に妙法五字を以て圓滿完全唯一絶對なるものと認めざる輕賤讀誦である。

隨て妙法五字に限て弘通すべき大使命を帶びて末法に來生し給ふ上行菩薩を侮蔑するものである。  
 如斯法を輕じ人を蔑む事に當る讀誦は讀誦誇法の一言の下に却くるのである。要學三書傳中に云く  
 末法ニハ讀誦ニ功德更ニ無キコト内(廿二)初心成佛抄ニ云ク、廿八品ノ肝心南無妙法蓮華經ノ七字斗  
 利生得益アルベシ。上行菩薩ノ御利生盛ナルベキ時ナリト。故ニ利生得益ナキ讀誦ヲシテ口唱ヲ輕  
 ンゼシムルハ上行菩薩ヲ輕ンズル大々誇法ナリと。如斯、輕賤讀誦の起り來るは、法華修行の正  
 助合行に對する考の誤りに坐するのである。抑正行の五字は法華經の心なるが故に、最尊無上、圓滿  
 完全、唯一絶對の法にして萬法具足と歎じ、衆生成佛の道此の外にあるべからずとなす。併し此の  
 法を弘むる爲に其妙法の一大事因縁、一大功德等を説き顯せる本迹二門の教相が必要である。これが  
 為に法華經に助行の名を與へて讀誦するのである。然るに讀誦萬能論者によれば、妙法口唱のみにて  
 は事足らず、法華讀誦の助行によりて初めて完全圓滿なるものとなるのであると。即ち一例として云  
 へば祈禱には妙法口唱よりも寧ろ陀羅尼品讀誦を以て效驗多きものとせるが如きである。かゝる誤れ  
 る考は妙法口唱の價を毀つくる大惡魔であるといはねばならぬ。  
 當講に於て此の二種の讀誦の内何れを用ふるやといふに、要文暗誦よりも讚歎讀誦の方を取るので

ある。何故に要文暗記の讀誦を取らぬかと云ふに、當講の根本義なる經力弘通に依るが爲で、又世間の讀誦にまぎらはしきが故である。要學三書傳に云く、問フ要文暗誦ノ爲ニスル讀誦イカん。答御抄ヲ拜マズシテ汝ガ力デ要文ヲシラル、ヤイカン。又御抄ヲ先キニ習ヒタリトテ名字口唱ノ信者ニ讀誦ノ音ヲ聞カセバ讀誦貴シト聞カシムルニマギラハシケレバ大ニワロシ。今ハ信力ニテ弘マルヨリ外ニ道ナシと。次に讚歎讀誦を取るに就て特に神力品を撰び、而も上行菩薩結要付屬の文を尊み、更に最後法華經壽量品にして初めて娑婆世界の一切衆生の耳に聞えたのである。然し此の御名を唱へだにせば事觀成就すると約束されたのは神力品で（三九六頁参照）、其の約束を受けた方は即ち上行菩薩である。

神力品の結要付屬は即ち是である。されば宗祖大士が（九九四頁）「汝何ゾ神力ノ一文ニ執ズルヤ」の自問を發して、「答此ノ文深意アル故ニ殊更吉キナリ。問其深意如何。答此文ハ釋尊本眷屬地涌ノ菩薩ニ結要ノ五字ノ當體ヲ付屬スト說玉ヘル文ナル故也。乃至末法ノ我等ガ現當二世ヲ成就スル當體蓮花ノ誠證ハ此ノ文ナリ」とて「眞實以テ秘文ナリ眞實以テ大事ナリ眞實以テ尊キナリ南無妙法蓮華經」と、諸御書に類例なき三眞實を以て結び給ふてある。かゝる深意あり、大切である御文

なるが故に、妙法五字を弘むる時、妙法五字及び傳弘の導師を讚歎する爲に讀誦し奉るのである。

就中如日月光明の下は此の結要付屬を受け玉ひし上行菩薩が、末法に出現して妙法弘通遊される御有様を説ける文であるから殊更吉いのである。寂日坊御書及び右衛門大夫殿御返事に、此如日月光明の文を讚歎して上行菩薩出現ましまして南無妙法蓮華經の五字の光明を以て無明煩惱の闇を照すことなりとし、於我滅度後以下の文を稱美して弟子檀那上行菩薩の化儀を助くるものなりとなされた。又御義口傳及び開祖の日蓮所立本門法華宗名目見聞等に云く、斯人ト者上行菩薩也、世間ト者大日本國ナリ。衆生闇トハ謗法ノ大重病也。一乘ト者南無妙法蓮華經也。功德ノ利ト者信心ノ功德也是人ト者名字即凡夫也等、云々。（取意）私新抄には、聞ト者或從知識或從經卷シテ本門ノ妙法ヲ聞ト云事也。一部ノ廣略ヲ聞クト云事ニアラズ。要ニ首題ニ限ルベシ。斯經ト者題目ニ限ルベシ。と述文、末代我等ガ爲メアリガタキ尊文ナリ。心腑ニ染メテ信ジ奉ルベキモノナリ。と。此等の御文によつて此神力品の一文が妙法讚歎に尤も適當せることを伺ふことが出来るのである。從て讀誦の所以を知ることが出来るであらう。

**二、不離身抄**

如說修行抄の結文に、此書御身ヲ離タズ常ニ御覽アルベク候とあるを以て、如說抄に不離身抄の名を得たのである。猪末代吾等法華修行の仕方や用心等、此の御抄の中に分明であるから、常に拜讀して御指南に背かぬ様につとむるのである。今開導尊師の御指南の一三を引いて其の用意を示さう。

開化要談に云く、長松門家ノ人々ニ申置候事。

如說修行抄ノ奥書ニ、此書御身ヲハナタズ常ニ御覽アルベク候トアソバシタルダニアルヲ、當宗ノ僧侶皆台家ヲ好ミテ三大部ヲヨミ習ヒ、末法時機相應ノ宗祖ノ御抄ヲ假字ナモノナリト、コ、ロデ輕ンジ如說抄ヲ拜ムモノナシ。唯グ清風ノ一類、佛立講ノ信徒ノミ眞實ノ思ヒ定メタル御弟子檀那ナリトイフコトヲ深ク喜ビ奉ルベキナリ。

鶴鳴 晓 要辨に云く、末代今時題目ノ行者ノ朝夕ノ勤行ニハ正行ハ口唱ナリ。助行ニハ如說修行

抄ヲ拜讀シテ懈怠スルコト勿レ。

又同抄に云く、不離身抄ハ蓮師大士ノ御經我等ガ爲ノ朝夕讀誦ノ要品ナリト思ヒ拜讀スペキナリ。

常に拜讀するは宗祖大士の御命令で、其理由は懈怠を諒め正行の口唱を増進せんが爲の助行であ

ることが知れる。

**三、五悔との相違**

以上述べ來りし二項目は、何れも正修の觀法を助くるものなるが、若し然らば前の五悔と如何なる相違があるかと云ふに、五悔は同じく助行なれども罪障消滅の懺悔を主として居る。即ち正觀を修するに魔障りをなすそれを除くが目的である。猪取除かれて正觀を修するに觀智弱くしては如何に魔障消滅すとも彼岸に達することが困難であるから、此の觀智増進の爲に御經及び御抄を拜するのである。彼は惡を損じ此は善を得する。彼は前驅で此は後押である。然し乍らかく一應區別はすれども全然兩者の交渉關係を認めぬのではない。損惡により得善を増進し、得善に依て損惡を速かならしむる相互必然關係がある。されば前後相照應して始めて正行の口唱信行觀を成就するのである。兩者が口唱正業に對する關係を示せば左の如くである。

口 業 正 行 正 觀 口唱題目

助 行…御經、御抄、等

助 觀…五 悔

## 第四 一座の結構

云ふべきであるが、此の項は其の全體を一括して、前後次第を明にする大體論である。

儲て、妙講一座は妙法蓮華經の五字を口唱する信行觀を中心とせるものである。されば題目口唱の時間は他の五悔の要文よりも一座の大部を占有せねばならぬ。之、名分上即ち事相上に正傍を明にする所以である。御義口傳下に、爰以テ品々ノ初ニモ五字ヲ題シ、終ニモ五字ヲ以テ結シ、前後中間無妙法蓮華經ノ七字也。末法弘通ノ要法此ノ一段ニコレ有ナリ。此等ノ心ヲ失フテ要法ニムスバリ。已上此の文は法華經八卷が、妙法蓮華經序品第一と初め終に妙法蓮華經卷第八と結してある。又、文々句々皆妙法講讀でない處はないと云ふ事を説いて、六萬九千三百八十四文字悉く妙法體内のあることを明にされたのである。然るに今引文の趣旨は、法華經の讀誦すら猶妙法化即ち妙法中心でなければ宗祖の本旨を失ふものである。況んや信行觀全體の上より論すれば、云ふ迄も

なく前後中間無妙法蓮華經でなければならぬと云ふ處にある。恐くは開導尊師妙講一座を編せられた御趣旨も其處にあるであらう。即ち題目を以て始め、題目を以て中し、題目を以て結ぶの式を構へ中間處々に於て信智增進の爲に、神力品及び如說抄を拜誦するのである。併し若し然らば五悔の文を何故に正觀に先立て唱ふるのかと云ふ疑が起るかも知れぬ。依て茲に一言して見よう。

妙樂大師授菩薩戒儀に説て云く、故ヲ浣フニ先ニ灰汁ヲ以テシ、後ニ清水ヲ用ユルガ如シと。五悔は先に述べたる如く、懺悔滅罪の爲である。今の文は此の懺悔を第一に修するに就ての妙樂大師の説明である。無始已來謗法の罪に穢れたる我等衆生を本來本有の清淨身に立還らしむるには、先づ懺悔と云ふ灰汁に漬けて妄念雜慮を取り除き、後に正修の觀法と云ふ清水で能く何遍となく灌ぐのである。又授菩薩戒儀要解には他の一例を以て解し易からしめて居る。即ち先づ穢衣を灰汁にて洗ひ清淨潔白のものとして置いて、諸美麗なる色模様に染め付けるのであると。懺悔して謗罪を消滅し然して後、釋尊因果の功德をつゝめる大功德聚、大佛事を我等が因心の肉團に染め付けるのである。かゝる理由があるので先づ五悔の要文を口唱し、後正觀に立入るのである。

正觀に入つて更に信智增進、信行不退の爲に、法華折伏破權門理の金言を以て充満されてある如説

修行抄を拜誦する。如說抄は開祖が「觀心抄にて本尊を建て、四五抄にて行者の位を定め、如說抄にて修行を明す」と釋せられ、又此等の三抄を三如說修行抄と號すと云はれたのである。これ程重んぜられたる御抄であるから、當今我等の爲に必要なる程度も推することが出来る。況んや如說抄の終に此書御身ヲ離タズ常ニ御覽アルベク候と遺誠されてあるを拜せば思ひ半に過ぐるであらう。此の鞭打的祖訓に依て骨鳴り肉躍るの喜びと唱死の決定を強め、再び正觀口唱を修するのである。この信智増進の勢を驅て口唱信行觀を成就する所で、上行菩薩御弘通の有様が寫し出され、弟子檀那、又是人於佛道決定無有疑の姿を現する。此の一巻を神力品偈によりて稱美し讚歎して以て一座を決了せんとし、引題目三返して正觀を結ぶ。引題目三返を神力品の次に修するは、題目を以て結ぶの意を顯すものであるが、何故に三返に限るかといふに、一座は既に満たされたので自他俱に上行菩薩の流類に入り決定無有疑の授記を受けたのである。されば最早一座は全く終れりといふべきであるが、神力品を以て結するは經を以て結ぶことになるを以て、簡単に題目を口唱し題目を以て結ぶの意を表するのである。然らば一遍でよいではないかといふ疑もあるが、然しそは餘りに極端に馳せたものである。幾ら簡単でも一遍では餘り正直過ぎる。それで古來かかる場合には三度練返すのが定めの様

になつて居る。即ち三誠とか三請とか三說とか云ふのはそれである。授菩薩戒儀要解に、三說ト者、業疏ニ曰ク、囑授叮嚀ニシテ持シテ懷ニ在テ濫リニ承奉セザラシム。後ニ三タビ結スル者、重テ更ニ囑累シテ忘失セシメザルナリと。即ち三返は簡單にして而も叮嚀懇切の義が含まつて居る。

次に引題目にする所以は、僅か數に於て三返であるから、普通に唱ふれば之又餘りに短か過ぎるものである。爲に却て一座を結ぶの重きを失ひ、儀式の上に於て前後の均等を持つことが出来ず、美觀を害ふに至るからである。

諸、正修の觀法は之を以て終つたが、猶罪障消滅の爲に前の五悔を簡単に繰返す、即ち久遠偈と稱するものは是である。此の内容に就いて一言附加すべきことがある。一に總懺悔の文がないこと、二に元來日像菩薩の作と稱せられて居る此の文が、當講に用ふる時三四ヶ處訂正を加へて居ることである。最初に總懺悔の文がない理由は、總懺悔といふ性質上已に初めにあるものであるから、之は略してもよい譯である。次に原文を訂正した點は、一に、「蓮師大士隆師上人」とあるは「隆師上人」だけ目隆門下に依りて以前加へられてあつたのを開導尊師が其のまゝ用ひられたので、云はゞ原文に對しては訂正をされたと云ふてもよい。二に「妙法口唱」と二箇處あるは、元來「法華讀誦」とあつたの

を口唱正意の心から改められたのである。三に「地神水神圓宗守護大小諸神」とあるは「地神水神扶桑本主天照太神八幡大菩薩圓宗守護三十番神總ジテ六十餘州大小諸神」とありしを、明治の初年太政官より特に日蓮宗に限り達せられたる太政官令の、天照八幡及三十番神等の神名を用ることを禁するの旨に順じて削られたものである。四に最後の「乃至法界平等利益」とあるは「乃至法界衆生平等利益」とあつたを、衆生の二字だけ削られたのである。これ恐くは四字句が誦する上に調子がよいからで、且つ衆生の二字は削除して差支がない爲であらう。されば全體に就て見るも三字句、五字句、六字句等は極めて少く止むを得ざるに出でたるものゝみである。

猶一言附すべきは、總懺悔の文及び勸請の結文、題目口唱の初毎に、必ず「本門八品所顯上行所傳本因下種」の十數字を冠する所以は、菩提の直路に直截簡易に說破されてある。即ち文に曰く「何ゾ唱フルハジメニハ本門八品トコトワルゾヤ。答コレヲサトスニイトヲカシキ譬アリ。カノ奈良漬ノウリ・ナスピハ、其味ヒ奈良ニテ製スルガ上品ナルヨリ「ナラヅケ」ト名ヅケタルベシ。然ルヲ京アタリニテモコレヲマネビテ製スル様ニナリユケバ、マコトノ奈良漬ヲ「ナラノ奈良漬」トイハネバ其モトマギル、ガ如シ。故ニコレハ奈良ノナラヅケノ格ナリ。譬ハイヤシケレドモ解シヤスカルベシ。

モノマギラハシキ時ハ、自然トカヤウニナルモノナリ」と。文意知るべし。

## 二、取捨得宜

已上を以て妙講一座式を述べ終つたが、之と明治十一年の六月開導尊師が出版された御自筆の妙講一座式と、相對して相違の點を明らかにして置かねばならぬ。いふ迄もなく原式に對する取捨は勝手にすべきものではない。即ち該書の終りに「右勸請回向文等カクモノシツレド、コレニマシテモハブキテモ、ソハ信者ノ心ニマカセヨ。宗祖ハ要ヲ好マセ給ヘバ所詮ハ但、上行所傳ノ妙法五字ヲ口唱シ奉ルニアリ」とあるに由るものである。倘、取捨すべき範圍に就て、大別二種ある。

一は絶對的に捨去すべきもの、二は時の宜しきに從て取り用ひ又は略すべきものとある。前者は法華の品題及び寶塔品偈の此經難持、神力品の以要言之である。抑開導尊師の思召は先に述べたる如く、御義口傳の前後中間無妙法蓮華經の御意に基き、題目を以て始中終一貫するにあるのであるが、開講の當初は暫く本宗の慣習的儀式に附順されて、或は八品を読み又は要品を誦し、次に題目を口唱し、終りに此經難持、以要言之を誦して一座を結ばれたのであるが、明治十一年妙講一座を編纂されて、舊慣を破られしも猶經に代るべき廿八品の品題を残し

て變遷の徑路を示された。併し御本意を顯すべき明治十四年宗祖六百回御遠忌を終了されて、斷然經を以て始め、經を以て終るの風儀を廢し、前の經題と最後の二經文を止め、始中終専ら口唱題目の要行を取らるゝに至つた。

要學三書傳に「清風ノ弘通ニモニ義アリ。宗祖六百回遠忌ノ前後ナリ。前ハ口唱讀誦正助ノ二行後ハ一向信心口唱ナリ」と。されば品題及び二經の文は絶對的に廢すべきなり。次に後者即ち時の宜しきに應じて取捨すべきものとは、妙講一座の一小部分又は大部分を略することで、一小部分とは回向を略すとか勸請を省くとかで、大部分を略すると云ふのは、總懺悔の無始已來を除いて外悉く略する場合を云ふのである。

佛立講勤め方定則に云く、

一、日蓮宗ハ本門ノ肝心上行所傳ノ題目下種宗ナレバ、御講ノ導師ハ題目ニハジメ題目ニテ止メ納ムルコト。

一、妙講一座ヲヨミ覺エタル人モ、下機ヲ攝盡スルハ此經ノ本意ナレバ、一向題目口唱ノ事。當講モ初メハ要品ヲ讀誦シ近來妙講一座ニナシ、今ハ専ラ題目口唱講ニ定メテ萬年ノ外未來迄モ廣

宣流布セシメントナリ。

明治丙戌十九年八月上浣

本門佛立講開導 長松清風記

自行の時は妙講一座全部を唱ふるも、初心始行のものと相並ぶ時は菩薩の嬰兒行に倣ふて全體を略する。併し全體を略することは全く略するに非ずして、勸請以下の文を略することならん。

### 三、妙講一座の權威

(明治十六年六月) の御時、無智清風得分傳に開祖の御夢告を記されてあるを示さん。

清風汝ガ妙講一座ニ出シタル要文ハ、題目ヲ讀歎シテ上行要付ノ文證ヲ訓讀シ、口唱即持戒ノ行者ノ心得用心等ヲ教ヘタルナリ。題目ヲ輕ンゼシメテ施物ヲ貪ル、地獄ノ業ヲ轉ヅル贊物讀經トハ天地水火ノ違目ナリ。

と。吾人はかかる尊き妙講一座を、或是一般的の讀誦の行と同視し、又は單なる回向文位に考へ、法事葬式等の場合に用ひることを恐るゝ人々に向つて、反省研究の途に登られん事を望むものである。

## 第五 一座の分段

### 一、總科

久遠本地の妙行を勤修する本門佛立講法式一座、大に分つて三と爲す。

### 第一段

先づ五悔を以て身心を調御し、正修の事觀口唱の妙行を導く。

### 第二段

本門八品所顯、上行菩薩所傳、本因下種、信行觀心。

### 第三段

再び在世滅後の諸尊を勸請し、又現當一世の利益に向して妙講の一座を結了す。懇勸極まりなし。

### 二、第一段

先づ五悔を以て身心を調御し、正修の事觀口唱の妙行を導く。分て爲レ五

一一懺悔—無始久遠劫來、本佛教主の金言に背き、下種退轉したる誇法罪を懺悔するに分て爲レ三

一始に無始已來の下は過去の誇法を懺悔す。

一第一次に今身ヨリの下は現未の持經を誓約す。

一終に本門ノ本尊の下は受持の法を擧ぐ。有レ三

一本門本尊—二本門戒壇—三本門事行ノ南無妙法蓮華經。

十二勸請—久遠本佛及び案座名字の聖衆を懇請す。有レ二

一始は佛在世の諸尊。有レ四

一一今本時の下は正く本尊所依の常寂光土を顯す。

一二迹門十四品の下は滅後流通の意に約して本門八品上行要付の南無妙法蓮華經の本尊

の正體を顯す。有レ二

一一是結前生後、迹化を呵して本化を召す。

一二は其本尊の下は正く本門の本尊及び案座名字の聖衆を勸請す。

一三如是本尊の下は末法相應の本尊、佛在世の諸尊を結成す。

一四本朝の下は本尊能顯の人を讚歎す。

一五滅後末法時機相應妙法傳弘の正導師。爲レ四

一初南無久遠本時の下は滅後末法の大導師宗祖日蓮大菩薩を勸請す。爲レ三

一一相承を明す。

一一本未有善の下は正く勸請す。

二三建長九年の下は讚歎す。

二南無當門の下は血脉相承七祖を學ぐ。

二三南無蓮師の下は蓮師再誕隆師聖人を勸請す。有レ三一

一一本地を明す。

二一本因下種の下は正く勸請す。

三斯人行の下は讚歎す。

四惣ジテの下は惣じて勸請の十界の聖衆を學ぐ。有レ二一

一正しく勸請す。

二威光倍増の下は讚歎す。

三三回向一所得功德無有限量の大功德を法界に回向し、皆俱成佛道に資す。有レ四一

一受持口唱の下は大功德聚の名を學ぐ。

二法界の下は死者の爲に回向す。

一三門流の下は信者の二世心願満足に回向す。爲レ二一

一惣祈。

二講内祈願の下は別祈。

一四天四海の下は惣じて當講繁榮に回向す。

一四隨喜一本佛法王の自在神力（佛力）に隨喜す。

一ア、有難ヤの下は惣標。

二今此の下は別して經力に隨喜す。

五發願一願ハの下は衆生無邊誓願度の總願を發誓す。

三、第二段 本門八品神力別付本因下種信行觀心分て爲三一

一初、事行の妙法を口唱し信行觀を修す。

中、題目口唱中、まゝ助行を加ふ。有レ二一

一不離身抄を誦し、信行を増進し不退に住せしめ正觀に資す。

二神力品を誦して上行要付を讚美し、又上行出現の相を歎稱す。爲レ三一

一爾ノ時ニ佛上行の下は上行要付を讚美す。

二日月の下は能弘の導師を歎稱す。

三此故ニの下は受持の眷屬を稱歎す。

後、引題目三返して正修の事觀を結成す。

#### 四、第三段 再び在世滅後の諸尊を勧請し、又現當一世の利益に向向し、妙講の一座を結了す。殷懃極まりなし。分て爲レ二

一勸請有レ二

一佛部（傳燈の師）有レ二

一在世の諸尊を勸請す。有レ三

一南無久遠の下は佛界。

一土行の下は菩薩界。

一三舍利弗の下は聲聞・緣覺界。

- 一二滅後の諸大德を勸請す。有レ一
- 一一三國傳燈の下は正法像法の先徳。
- 一二乘要付の下は末法正導師及び代々の先師聖人等。
- 一三向供養の下は講讚して佛部を結す。

一一天部（護法の諸天）爲レ二

一五類天

- 一大梵天の下は上界天。
- 二自在の下は虛空天。
- 三帝釋の下は地居天。
- 四日月の下は遊虛空天。
- 五天龍の下は地下天。
- 一一向供養の下は讚歎して天部を結す。

一一向爲レ三

妙講一座式考

一 天長の下は國土に向す。  
二 諸檀の下は現在の衆生に向す。  
三 所志の下は過去の精靈に向す。  
四 乃至の下は無縁法界に向し、以て一切を結す。

# 松華松毬 終

昭和十一年一月十五日印刷  
昭和十一年一月二十日發行  
昭和十一年四月五日再版發行

特別上製

發著作兼伊達清徹

印刷者兒玉豊

東京市神田區神保町一丁目五十九番地

東京市豊島區巢鴨七丁目一五九六番地

電話大塚(86)五一一六番  
振替東京六〇九一八番

■發行所

東京佛立講堂

電話大塚(86)五一一六番  
振替東京六〇九一八番

權僧正伊達清徹師著

# 無始已來の講話

全六判 洋装  
定價金二十五錢冊  
送料金二錢

一、序說——二、五悔——三、入文（無始已來誇法罪障消滅……  
今身より佛身に至るまで持ち奉る……本門の本尊……本門の戒壇……本  
門事行……八品所顯……上行所傳……本因下種……南無妙法蓮華經）：

次  
四、結 勸

△佛立開導日扇上人が佛立講信者のために著作せられたる御寶前言上文「妙講  
一座」の懺悔文（無始已來の一）を、開導上人の御指南に基き、信者の心得になる點に重  
心を置いて平易明快に講話されたものであります。

△本書は「松華松毬」に收めてある「妙講一座式考」の組織によつて講述され  
てあるから、彼此併讀せられて信心修行の上に更に一段の力と光明とを體得せら  
れんことを望みます。

發行所 東京市神田区保町  
番三二一四京東振替

終

